

山梨県公報

第一千三百三十二号

平成二十三年

五月九日

月 曜 日

目次

告示

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正 三一九

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請 三一九
公聴会の実施 三一九
開発行及び公共施設に関する工事の完了について 三二〇

教育委員会

山梨県公立小学校及び中学校の学級編成の基準等に関する規則の一部を改正する規則 三二〇

告示

山梨県告示第二百十三号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十三年五月九日から適用する。

平成二十三年五月九日

山梨県知事 横内正明

2の表素材、機械、電子及び化学の部化学試験(発光分光分析装置による分析)の項の次に次のように加える。

その他 の試験	1年	3,400円
サーンメーターによる放射線測定		

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年五月九日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあった年月日 平成二十三年四月二十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人ほづれんぼうの森
- 2 代表者の氏名 小島 力
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北都留郡小菅村二千四百二番地一
- 4 定款に記載された目的
この法人は、小菅村内外の人々に対して、小菅村の人、文化、自然を活用した癒しに関する事業を行い、小菅村の地域活性化および交流に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年四月二十二日から同年六月二十一日まで

● 公聴会の実施

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。
平成二十三年五月九日

山梨県知事 横内正明

- 聴こつとする案件 甲府都市計画道路(太田町蓬沢線外二路線)の変更について
- 開催日時及び場所 平成二十三年六月一日(水)午後七時 甲府市青沼三丁目五番四十四号 甲府市総合市民会館三階大会議室
- 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 意見書の提出期限 平成二十三年五月二十三日(月)午後五時十五分
- 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課、中北建設事務所(峡北支所を除く。)及び甲府市都市計画課において縦覧に供する。
- その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十三年五月九日

山梨県知事 横内 正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 甲州市勝沼町山字五拾坊一四〇四の一、一四〇五の一、一四〇七の一、一四〇七の三、一四〇七の五、一四〇九の一、一四〇九の二、一四〇九の五、一四〇九の八、一四〇九の九、一四〇九の一〇、一四〇九の一、一四三三並びに字前田一三六三の二、一三六三の二、一三六三の三、一三六三の四及び一三六三の五の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲州市勝沼町山千四百五の一 社会福祉法人山の都福祉会 理事長 逸村 一徳

教育委員会

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年五月九日

山梨県教育委員会

委員長 渡邊 努

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則

規則

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則（昭和三十四年山梨県

教育委員会規則第四号（の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表小学校の項中、「四十人」の下に、「（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一項の規定は、平成二十三年四月一日から適用する。